

# 茨城県報 第 1 7 号

平成元年3月6日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

#### (人 事 委 員 会)

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ●職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… | ページ<br>1 |
|---------------------------------|----------|

### 告 示

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| ●青少年に有益な興業の指定(県民生活課)……………              | 2 |
| ●青少年に有害な興業の指定( " )……………                | 2 |
| ●茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課)…………… | 3 |
| ●資金の種類及び利子補給率の一部改正( " )……………           | 4 |
| ●保安林の解除の予定(林業課)……………                   | 4 |
| ●事業計画の変更の認可(都市施設課)……………                | 5 |
| ●都市計画の変更の認可(下水道課)……………                 | 5 |
| ●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定(出納第一課)……………         | 6 |

#### (大規模小売店舗審議会)

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| ●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示…………… | 7 |
|-------------------------------|---|

### 公 告

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課)……………     | 7  |
| ●都市計画事業の施行者の名称等(2件)(都市施設課)…………… | 8  |
| ●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)……………      | 9  |
| ●道路位置の指定( " )……………              | 10 |

## 規 則

#### (人 事 委 員 会)

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成元年3月6日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

#### 茨城県人事委員会規則第2号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和29年茨城県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1第21項中「7週間」を「8週間」に改める。

付 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第250号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 推 奨 番 号    15
- 2 種            類    映 画
- 3 題            名    風の又三郎 ～ガラスのマント～
- 4 製 作 会 社    朝日新聞社、東急エージェンシー、日本ヘラルド映画
- 5 配 給 会 社    日本ヘラルド映画
- 6 内容及び推奨理由

この映画は、突然転校してきて10日後に嵐と共に去っていった神秘的な少年「又三郎」と村の子供達の交流を描いた宮沢賢治原作の「風の又三郎」を基に映画化したもの。

大自然の中でのびのびと育つ純真な心を持った子供達の世界をファンタジックに描いた作品であり、自然を愛する心を育て、情操を高め、豊かな人間性を養うものとして青少年の健全育成に有益である。

### 茨城県告示第251号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号 | 種 類 | 題 名                      | 配 給 社 名 |
|------|-----|--------------------------|---------|
| 19   | 映 画 | 光 る 少 年                  | 大 蔵     |
| 20   | ”   | 若 妻 不 法 監 禁              | 新 東 宝   |
| 21   | ”   | 痴 漢 電 車<br>奥 ま で う づ く   | 大 蔵     |
| 22   | ”   | OL嬢、金／<br>金、セックス         | 東 活     |
| 23   | ”   | 痴 漢 電 車<br>や め な い で 指 先 | 新 東 宝   |

|    |     |                                      |               |
|----|-----|--------------------------------------|---------------|
| 24 | 映 画 | エンドレス・ウーマン<br>激 し い 満 潮              | ニューセレクト       |
| 25 | "   | 〔短篇予告〕<br>ブライド・エロトピア<br>花 嫁 の 奥 技    | "             |
| 26 | "   | 〔短篇予告〕<br>チャイニーズ・<br>ゴーストコア<br>秘 艶   | "             |
| 27 | "   | ナイト・シフト・ナース<br>白 衣 の 猥 褻 た ち         | "             |
| 28 | "   | エクセル・<br>フィルムニュース<br>姉妹連続レイプえぐる。／    | エクセル・<br>フィルム |
| 29 | "   | 姉妹連続レイプ<br>えぐる。／                     | "             |
| 30 | "   | 〔短篇予告〕<br>サ ド ・ ク ル メ<br>麗 夫 人 調 教   | ニューセレクト       |
| 31 |     | 当 た り や ハ ン ト                        | 東 活           |
| 32 | "   | ブライド・エロトピア<br>花 嫁 の 奥 技              | ニューセレクト       |
| 33 | "   | チャイニーズ・<br>ゴーストコア<br>秘 艶             | "             |
| 34 | "   | 三 態 の 興 奮                            | 東 活           |
| 35 | "   | 痴 漢 覗 き は 最 高。／                      | 大 蔵           |
| 36 | "   | 名 器 ひ と す じ                          | 新 東 宝         |
| 37 | "   | 〔短篇予告〕<br>エ ロ ト バ イ ブ ル<br>聖 夜 の 変 態 | ニューセレクト       |

茨城県告示第252号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表中「7.0%」を「6.85%」に、「4.0%」を「3.85%」に、「2.75%」を「2.6%」に、「3.5%」を「3.35%」に改める。

別記様式中「昭和」を削る。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程別表の規定は、平成元年2月1日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給について適用し、平成元年1月31日以前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

~~~~~

#### 茨城県告示第253号

昭和52年4月1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)別表8の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成元年2月1日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等に係る農業近代化資金利子補給について適用し、平成元年1月31日以前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

表中「3.25%」を「3.1%」に、「4.0%」を「3.85%」に、「3.5%」を「3.35%」に、「2.25%」を「2.1%」に、「2.75%」を「2.6%」に、「3.75%」を「3.6%」に、「2.5%」を「2.35%」に、「1.25%」を「1.1%」に、「7.0%」を「6.85%」に、「3.35%」を「3.2%」に、「2.1%」を「1.95%」に改め、備考中「昭和67年度」を「平成4年度」に、「4.0%」を「3.85%」に、「2.75%」を「2.6%」に改める。

~~~~~

#### 茨城県告示第254号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所

西茨城郡岩間町上郷字北山3646の15・3646の38・3646の40・3646の4

1

(以上4筆 次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**茨城県告示第255号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

土 浦 市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦阿見都市計画公園事業

5-6-002霞ヶ浦総合公園

3 事業施行期間

昭和47年8月31日から平成7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**茨城県告示第256号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

那珂湊市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業那珂湊市公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年2月10日から平成8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

那珂湊市殿山町一丁目

(2) 使用の部分

昭和61年茨城県告示第206号の事業地のうち(1)に掲げる区域を削り、当該事業地に(2)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(3)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (1) 磯崎町，阿字ヶ浦町の各一部
- (2) 沢メキ，殿山一丁目，殿山二丁目，牛久保一丁目，牛久保二丁目，和田町一丁目，和田町二丁目，東本町，中央一丁目，中央二丁目，海門町一丁目，海門町二丁目，栄町一丁目，山ノ上町，鍛冶屋窪，泉町，船窪の各全部  
平磯町，道メキ，浅井内，西赤坂，涌井戸，神敷台，扇田谷津，田宮原，八幡町，和田町三丁目，本町，釈迦町，田中後，栄町二丁目，国神前，関戸，峯後，堀川，富士ノ上，廻り目，猪谷津の各一部
- (3) 阿字ヶ浦町の一部

~~~~~

#### 茨城県告示第257号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により，次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指定年月日 平成元年2月15日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名
  - (1) 鹿島郡波崎町波崎8660番地の2  
篠塚 昭
  - (2) 水戸市白梅3丁目6番4号  
水戸市建設業協同組合  
理事長 岡野 廉
  - (3) 鹿島郡鹿島町沼尾1212番地  
谷田川 哲子

#### （大規模小売店舗審議会）

#### 茨城県大規模小売店舗審議会告示第7号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により，次のとおり公示しますから，意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に，「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては，その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成元年3月6日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 デーリーストアー
- 2 届出者の住所  
水戸市袴塚3丁目5番36号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
茨交デーリーストア住吉店  
水戸市元吉田町字一里塚西1478—1 外
- 4 開 店 日 平成元年7月25日
- 5 店舗面積 1,295 ㎡
- 6 閉店時刻 午後8時
- 7 休業日数 年間28日
- 8 主として販売する物品の種類  
飲食料品

---

## 公 告

---

### ●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、真壁町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
3・5・60 飯塚中山尾線  
真壁町大字飯塚字10番耕地、字5番耕地、字3番耕地、字1番耕地  
大字真壁字下宿町  
大字真壁字上宿町  
大字古城字二の丸の各一部  
3・5・61 川原町下宿線  
真壁町大字真壁字下宿町の一部  
3・5・62 伊佐々田線  
真壁町大字田字松木内、字鍋屋前、字田中前  
大字飯塚字12番耕地の各一部

## 3・5・63東矢貝亀熊線

真壁町大字東矢貝字中丸，字細谷，字原東，字下宿，字道北，字道南，字道中子

大字亀熊字北新堀，字道仲子，字南新堀，字本道上

大字塙世字小玉の各一部

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

## ●都市計画案の縦覧

研究学園都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるが生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて，意見書を提出することができます。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画を変更する土地の区域

つくば市

市街化区域に追加する部分

つくば市大字谷田部字薬師下，字合成井，字上ノ出口，字台町，字富士塚，字上ノ原，字中塚，字善正及び字下出口の各一部

つくば市大字上横場字道心塚及び字善正の各一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) つくば市役所 建設部 都市計画課

## 3 縦覧期間

平成元年3月6日から平成元年3月20日まで

研究学園都市計画用途地域を変更する必要があるが生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて，意見書を提出することができます。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男



1 都市計画を変更する土地の区域

つくば市

第一種住居専用地域

(1) 追加する部分

つくば市大字谷田部字薬師下，字台成井，字上ノ出口，字台町，字富士塚，字上ノ原，字中塚，字善正及び字下出口の各一部

つくば市大字上横場字道心塚及び字善正の各一部

(2) (1)に係る規制の内容

建ぺい率40パーセント以下，容積率80パーセント以下

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) つくば市 建設部 都市計画課

3 縦覧期間

平成元年3月6日から平成元年3月20日まで

●都市計画事業の施行者の名称等

石岡都市計画道路事業については，平成元年2月17日建設省告示第267号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

石岡都市計画道路事業

3・4・5号 幸町正上内線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成元年2月17日建設省告示第268号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・2・60号 夏海大洗線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年3月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字向上野字北原1370番から1372番, 1374番, 1375番1, 同番2, 1376番から1382番, 1387番1, 同番2, 同番4, 同番5, 同番7から同番12, 同番14から同番24, 同番27から同番29, 1397番1, 1488番21, 1489番, 1490番1から同番4, 1491番2, 1498番から1502番, 1504番から1508番, 1509番1, 同番2, 1510番1, 同番2, 1511番, 1512番1, 同番2, 1513番, 1514番, 1387番31

2 事業主の住所及び氏名

水戸市大町1丁目2番17号

財団法人 茨城県開発公社

理事長 竹 内 藤 男

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成元年 3 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡石下町大字杉山字前原 1 1 0 7 番 1，同番 2，字富田 1 1 3 0 番 1，1 1 6 3 番 1，1 1 8 9 番 1，同番 3，1 1 9 0 番，1 1 9 1 番 1

- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都北区神谷 1 丁目 1 番 1 号  
東京電装株式会社  
取締役社長 高 木 正 男

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成元年 3 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号             | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                                  |                     | 道 路 の 位 置                     | 道路幅員及び延長 |       |
|------------------|--------------|----------------------------------------|---------------------|-------------------------------|----------|-------|
|                  |              | 氏 名                                    | 住 所                 |                               | 幅 員      | 延 長   |
| 竜土木指令<br>第 155 号 | 平成<br>元 2.20 | 株式会社<br>ハウジング<br>神 田<br>代表取締役<br>神田 慎一 | 竜ヶ崎市川原代<br>町2930 番地 | 竜ヶ崎市字姫宮<br>7909番10<br>7910番 3 | メートル     | メートル  |
|                  |              |                                        |                     |                               | 4.50     | 21.14 |
|                  |              |                                        |                     |                               | 6.00     | 12.96 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は繰下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)